

会 議 記 録

会議名称	平成 17 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 17 年 12 月 16 日 (金) 午後 3 時 00 分 ~ 午後 5 時 03 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 根建、町田、山本、吉川 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、総務課長、 経理課長、行政改革担当副参事、企画調整担当係長
配布資料	資料 1 各委員による外部評価
会議次第	1 開会 2 議事 (1)平成 17 年度行政評価に対する外部評価について (2)今後のスケジュールについて 3 閉会

会長 それでは、ただいまから平成 17 年度第 2 回の外部評価委員会を開きたいと思います。

最初に資料の確認をした方がいいかと思えます。委員会次第と資料 1、それと、表題はついておりませんが次回の入札監視委員会と、その審議案件の選定についての依頼文、そして 18 年度外部監査テーマの推薦についてというものがあろうかと思えます。

本日の主な審議事項は、厚い資料 1 の内容についてでございますが、最初に、前回、委員がご欠席ということもありまして、審議未了のことでもございました。委員からも話が出ておりました、例の評価結果の予算への活用方策について、不透明というわけではないのですが、依然として一般の区民の方にとってはわかりにくい点もあるのではないかというご意見がございましたものですから、そこら辺を事務局からまず簡単にご説明をいただいてから、この所管課の対処方針について、どういうふうな扱いにしていくか、審議をし、それからきょうの本題の方に入ろうかと考えておりますので、最初に、事務局の方よろしく願いたいと思います。

行政改革担当副参事 はい。では、私の方から、前回、委員の方から質問が出ました、行政評価報告書の 10 ページにある「相対評価表に関することについて」、ご説明させていただきます。

政策評価表における各施策の相対性の位置づけと、各施策評価表における施策の今後の方向というのが表になっているわけですが、予算をつける上でその評価結果のどちらを重く見るのかという趣旨でご質問があったかと思えます。例えば施策の評価で、今後の方向性が「サービス増」となっている施策が、政策評価表の相対評価では「見直し施策」となっているものが 1 件あるが、これはどうなのかというお話だったと思えます。その該当施策を調べてみましたところ、政策名が 7 の「共に生きるまちをつくるために」で、施策名が 30 の「高齢者の社会参加と交流の拡大」が、その 1 件に該当している政策と施策であります。

施策の内容といたしましては、主に元気高齢者に対するいろいろな支援で、敬老会館事業等、幾つか事業がございます。

所管の評価がなぜこのようになったのか申しますと、施策では、平成 19 年、団塊の世代が定年を迎えて地域に戻ってくるため、その知識や経験、能力を地域社会で還元できるように、敬老会館を今後積極的に活用していくということ。すなわち、敬老会館の利用者の拡大を図っていった中高年まで範囲を広げて、ふれあいの場、社会参加できる場というよ

うにしていきたいということで、今後の方向性を「サービス増」ということで方向づけたと。

政策の方では、ほかのいきいきクラブへの助成金の見直しとか、あるいは、今言った敬老会館のあり方を見直し、これらを進めているということで、敬老会館で言えば、先ほど申しましたように、中高年が対象になるため、今までの事業とはまた違ったといえますか、事業の内容そのものが今後変わってくるだろうということもあって、相対的に見まして「見直し」という形で位置づけたということを所管に確認しております。

ほかにもこうしたような評価はありそうに思うのですけれども、この1件しかないというのはどういうことなのかということもありますので、その辺の評価の仕方を、評価する方が共通認識として持っていく必要があるのかなと思っております。

例えば、見直しの意味をどうとらえるかによって、今までその意味が若干不明確なところもございましたので、各評価者や評価する所管によって、見直しのとらえ方が変わってしまいます。いずれにしても、この区分だけでは評価の難しいものも、3区分ですけれどもあるかと思えますし、今後出てくることかと思えますので、区民に対してこの辺はわかりやすく説明していくということも含めまして、この相対評価については、今後の検討事項とさせていただければと思っております。

会長 はい、ありがとうございました。

少し意見もあるかと思えますけど、委員、よろしいですか、とりあえずは。また、後ほどの……。

委員 そういう3区分をつくる时候にも、またこういう場で議論の一つの場に乗せていただけたら、大変私も、どういう意図でやりたいのかというその意図もわからないものですからね。その3区分が突然出てきて、ずっと頭が整理できないでいたものですから、ぜひ、また、今後議題にさせていただいたら大変ありがたいと思っております。

会長 ありがとうございます。これは後ほどの外部評価の中でもまた改めてご議論を賜ってもいいかと思われましたので、とりあえず、事務局側のご報告を承っておくということにしたいと思います。

それで、前回保留になっておりました外部評価に対しまして、所管課がこういうことで対応したいということで、我々の申し上げたことに対して、どのような今後取り組みなり対処をなさっていくかということの内容について、今までは公開はされていなかった情報があるのですけれども、それについて、前回、委員はご欠席だったのですが、

ほかの委員の方は、基本的には原則公開でいいのではないかというご意見が大半といたしますか、全員そうであったと記憶しておりますが、そういうことでよろしゅうございませうか。

委員 私も、そういう対策とか今後のフォローも含めて、トータルで区民の皆様にご理解いただいた方が、方針もはっきりわかるし、伝わると思いますので、公開が望ましいかと思えます。

会長 はい。では、そういうふうにしていただきたいと思います。これは逆に言うと、我々の責務もそれだけ非常に重要になって、我々が変なことを言えば、どうも信用が置けんというような、区民からおしかりを受けることもあるわけでございますので、しっかり臨みたいと思っております。

それでは、引き続きまして、きょうの本題。

行政改革担当副参事 ちょっと会長、よろしいでしょうか、今のことに関連いたしまして、今後は公開ということによろしいでしょうか。

会長 はい、原則公開ということで。

行政改革担当副参事 ええ、原則公開ということで。ただ、その公開の方法についてなんですけれども、現状の使用している様式では、区民の方から見まして何かわかりにくい部分があるのではないのかなと感じておりまして、できれば次回から、公開を前提とした様式を作成して、公開していきたいと思っております。

会長 ええ、それでいいと思えます。ですから、今回我々がやる外部評価以降でということ、よろしゅうございませうか。

行政改革担当副参事 はい。

会長 当然、それは、その方が区民の方がご理解賜るのに、今までの少しわかりにくいということであれば、次のステップからやるということ結構かと思えますが、よろしゅうございませうか。

それでは、きょうの本題の方に移らせていただきますが、説明は事務局の方から要るんでございませうか。

行政改革担当副参事 ええ、特には。

会長 よろしいですね。きょうは資料1に、すべての各委員からの概要と結果についておまとめいただいたのが事務局で資料1となっておりますが、きょうやらなきゃいけないことは何点かございまして、行政評価報告書全般にかかわる問題と、いわゆる政策分野の

評価ですね、政策にぶら下がっているすべての施策についての評価、アンケート調査についての評価、住民との協働等についての評価、それと、財団等経営評価という、非常に盛りだくさんであるわけですが、一応、行政評価報告書全般、これは最後にご議論賜った方がいいでしょう。全体を通じてのことですから。

ですから、最初は、政策、施策評価、アンケート、協働等も絡めてここまでを一区切りとしてご議論いただいて、次に財団等経営評価に移らせていただいて、最後に行政評価報告書全般、あるいは評価制度全般についてのご意見を賜るというふうにやりたいと思います。

それで、どうでしょうか。最初に、ご欠席の委員のご意見を、ここに書いてあること以上のもの、何かあるんでしょうかね。事務局には委員のここにお書きいただいた以外のコメントは何か来ておりますか。

行政改革担当副参事 委員の方からは、これ以上のコメントはいただいておりません。

会長 そうですか。全般の評価が後ろの方にある。総括意見のところにあるわけですね。

行政改革担当副参事 はい。

会長 そうですか。じゃあ、これはどうでしょうか。

行政改革担当副参事 では、私の方からポイントだけお話しするような形にしましょうか。

会長 そうですね。よろしく願いいたします。政策4ですか。

行政改革担当副参事 政策4ですね、19ページからになります。じゃあ、ポイントだけということで、簡単に説明したいと思います。

会長 はい、よろしく願いいたします。

行政改革担当副参事 政策4、「環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために」ということで評価していただきました。

まず20ページになりますけれども、政策の評価は、抽象的な目標が掲げられているため、目標がいかに達成されたのか評価しにくい。「環境配慮行動の推進」の大半の事業は協働型、もしくは民間委託で推進していくべきというような評価をいただいております。

評価表の記入方法につきましては、ばらつきがある。また予算執行率が著しく低い場合にも、予算執行状況の未達理由が明記されていないというような評価をいただいております。

次に、施策の方に入ります。

施策の 16 で、「環境施策の枠組みづくり」につきましては、成果の出にくい施策であるけれども、評価表の記述があいまいで説得力に欠けるのではないかと。施策としてはさらに効率化を目指すべきとの評価をいただいております。また、環境博覧会の協働については評価できる。参加率が伸びていないので分析が必要であるというような評価をいただいております。

次に、施策の 17、「ごみの発生抑制及びリサイクルの推進」につきましては、24 ページですか、多くの事業で区民からさまざまな意見が寄せられ、事業実施に反映している点については評価されております。「ごみ半減プランの実施」に当たりまして、区民に対する啓発については協働を推進していくべきであると評価しております。

次に、施策の 18、「環境配慮行動の推進」につきましては、ここに含まれている事業の多くは統廃合し、また、NPO等に委託していくべきではないかという評価をいただいております。

施策の 19、「公害の防止」につきましては、今後は政策レベルで専門性の高い職員の育成を検討していくべきと評価しております。公害の調査結果については、随時ホームページで公開すべきという意見をいただいております。

次に、施策の 20、「ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上」につきましては、一定の成果を上げている。一方で、民間の業者との協働を推進し、さらに効率化を図るべきと評価されております。

区民による評価につきましては、アンケートの方ですけれども、31 ページになりますが、マイバッグ持参率 60%の根拠が示されない中で、この数字の妥当性を判断できるのか。これについては前回委員の方からご質問もあったところですが、目標の意図や根拠などを区民にわかりやすく説明する必要がある、というような意見をいただいております。

所管の対処方針については、抽象的過ぎて評価することができないというような評価をいただいております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

きょうは、これの内容について事務局側から何かお答えいただくような場は必要なんですか。事実関係の確認ですよね。

行政改革担当副参事 そうなると思います。

会長 はい。かなり厳しいご指摘も含まれておったと思いますが、それはまたまとめて

後で、とりあえずご議論することにして、お披露目をいただいたということです。

それでは、委員に、次、お願いでしょうか。

委員 今のように……。

会長 いえいえ、別に、ご自由に。強調されたい点だけでも構いませんし、ポイントだけでも、いかようにでも、ご自由に。

委員 では。政策6の「子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために」を担当させていただきました。昨今いろいろな問題、犯罪、それから環境の厳しさ、変化というものがある、子どもが育っていく環境をどう安全に確保していくかというのは、すごく社会問題としても大きな位置を占めている項目ではないかと思ひまして、そういうような背景も踏まえて、評価の視点を入れてみました。

まず、政策6に関してですが、特にこの全体的な政策としては、やはり子ども、児童ですね、それから保育所に入っている保育所間の児童に関して、それから学童クラブに入る年代あたりが全体的には重点の項目なのではないかなと思ったのですけれども。ここに一応書いてありますが、いろいろな施策をされていまして、大変、全体的には評価ができるものだと思います。

ただ、子育てのことも考えると、杉並区の出生率というのは全国的に見ても大変低いという前提を踏まえると、トータル的に、確かに子どもを産んで育てやすい環境をつくるというのは本当に大事なのですが、持つ前、まだ子どもを持たない家庭に対して、杉並区が十分な支援を、体制を整えているということ、全般的にもう少し施策でもとられるといいのではないかなと思います。この文章にはちょっと書いてないのですけれども。

それで、特に保育の待機児童がゼロになるということは大変望ましいことではあるのですけれども、今後そういう子どもたちが成長して、その学童クラブだとかに入っていくわけですが、どうも学童クラブの方がなかなか将来のニーズに対応し切れていないのではないかと、このところが施策の方で見られますので、将来も見越して、保育士、学童クラブの指導者の充実というのは、今後必要になってくるのではないかなということを感じました。

施策24の「保育の充実」に関しては、ここの部分に関しては所轄が「サービス増」という施策の方向になっていたわけですが、今後の力を入れることも考え、それから、政策の事業費の約6割をここで予算をとっていることもあると、もっと効率的に事業をしなくてはいけないのですけれども、やはりサービスの面も含めて、「拡充」というところで方向性を提案させていただきました。

それからあと、記入法のところで、成果指標で「保育園利用者の満足度」は70%と高かったのですけれども、今後の目標値の設定がないので、ここはもう70で終わりになさるのかどうかというところが、ちょっと疑問に思いました。

あと、「保育園の委託化・民営化」、これはさまざま今新しい取り組みもされているのですけれども、委託等が進むにつれてやはり民間にも任せるということなので、区としてサービスを維持するための、質の高いサービスの維持のための仕組み、チェック機能というのがどういうふうにとられるかというのを考えていくことも必要なんではないかと思いました。

それから、施策26、「地域子育て支援の充実」ですが、ここは本当に、今社会的にも、いろいろな、子どもが抱える事故・犯罪が頻繁に生じているということ踏まえると、地域としての子育て支援というのは大変重要な施策と思われれます。今後も、施策は「拡充」の方向で対応していただきたいと思いました。

それから、児童手当・児童育成手当の助成対象者というのが増加、枠が広がりますので、ケアする対象者が増加するに伴って、やはりこれから事業というものも煩雑になってくるかと思うのですが、その分、より業務の効率化というのをさらに進めていただきたいなと思います。

それからあと、記入方法のところで指摘しているのですが、成果目標の「指標・成果指標」というところの項目、三つ、目標、指標があったんですけれども、そのうちの二つが平成15年から16年に大変ポイントを下げている……。

会長 これ、具体的には何になるのですかね。今ちょっと、具体的にこれを見ていない政策の……。

委員 そうですね、待ってください。

まず一つ、三つ指標がありまして、子育てを楽しんでいる割合というのと、虐待ケースのうち関係機関や地域住民と連携し、地域における見守り支援が継続的にできた割合、それから不登校の相談のうち解決につながった件数の割合ということで三つ項目が出ていて、それぞれ目標が、1番目が95%、2番目が50%、3番目が60%ということで19年度末の目標値が出ていますが、今年度というか16年度(実績)が、子育てが楽しいと感じる割合が70%、虐待のケースが持続的に支援できた場合というのが30%、不登校の相談というところが48%になっています。さらに前年度を見ますと、上から80%、46%、62%と、随分下がっていますね。

会長 それは大問題だな。

委員 その辺というか……。

会長 それは統計上の誤差を超えていますね、はるかに。

委員 ええ。19年度の目標値が、ほとんど15年度の数字が、ほぼですけども目標値に近いですね。そう考えると、16年度どうして落ちてしまったかのところの説明と今後の対策などをどこかに明記していないと、やっぱり現状、問題分析というのはされていなかったのではないかというふうに思いまして。

会長 ありがとうございます。

委員 ということですか。

次に27、「障害児の援護充実」ですね。これに関しては、数値を見ると支援を必要とする児童が増加傾向にあるということなので、さらにその受け入れ体制の充実というのが急務であるということと、そのための施策というのは書かれていたのですが、割と、その施策の方向性の書き方、そのための施策というところで、今後の施策のあり方が、総合的に展開していくとか、支援を積極的に行うとか、支援体制を確立するというようなところでとどまっていたので、どのようにとか、どの部分をとか、もう少し内容が見えるような施策の表示の仕方の方が、より理解がしやすいのではないかと思います。

それから、28、「子どもの育成環境の整備」では、施策目標というのがそこにありまして、「育成環境を整備することにより、子どもの意見を尊重し、子ども自身の参画で児童館の行事の企画立案、実施ができるようにする。また、子どもの自主性、社会性、自立を育む」というところが施策の目標になっていますが、当面の成果目標というのが、「自分が認められていると感じる子どもの割合の向上」とか、「学童クラブの待機児童数を0にする」というふうに書かれているのですが、どうも施策に掲げている内容と成果目標として掲げているものとの、この文章では直接の連動が感じられなかったもので、そこら辺、どういう経緯でそこに、どういうつながりがあるかということの説明と、自分が認められていると感じる子どもの割合の向上という目標なんですけど、それはどういうふうなサーベイ（調査）の方法なのかとか、そういうところがわからないところでした。

それから、こちらの事業に関しては、既に平成18年4月から運営をNPO等へ委託化というのが書かれておりましたが、やはりある程度割合としては多く委託されるような文章に読みとれましたので、そういった意味では、児童に負荷がかからないようなスムーズな委託体制準備・移行というのが必要ではないかなと思いました。

あと、ここで……。

会長 アンケートですね。

委員 ええ、そうですね。あと、施策に関しての事務事業についての意見ですが、全体的に学童クラブに所属する年齢までの施策事業が多いように思いました。ということは、小学校の、今は4年生までが対象かとは思いますが、幾つかは青少年を対象にした、それ以上の年齢の方々を対象にした事務事業もあるのですけれども、このあたりの事業の内容を拝見すると、どちらかという、積極的な意思のある対象者が積極的に足を運んだらかわれるような事業というか、うまく言えないのですけれども、全体的に声をかけて知らしめるとか、そういう啓発の事業が少ないように思われましたので、今、やはり小学校、中学校、高校、いろいろと育成の過程では悩みを持ち、それがよい結果、悪い結果、いろいろな結果にあらわれていると思いますので、そういう青少年の広い対象者に広く支援の体制というのを知らしめていただきたいなど、そういうような事業も考えていただけるとよろしいのではないかなということを感じました。

あと、「保育の充実」、これに関しては、アンケートのご意見から見ても、経費について「ちょうど良い」という方が27.42%、それから、「使いすぎ」とお答えになっている方が26.11%というふうに、ほぼ同数なんですね。ですので、今後、保育の充実というのは、やはり「拡充」ということところにも、行政というか所管の方は「サービス増」ということで、私の方は「拡充」というふうに方向性としては書かせていただいているので、今後の事業推進のためには、やはり受益者の理解はもちろんですけれども、受益者以外の区民の方の理解というの、やはり保育の施策の意義のようなものをより知らしめていただいて、理解を得る努力というのが必要ではないかなということを感じました。

以上です。

会長 どうもありがとうございました。

また、後ほど確認等もあるかと思いますが、次に、委員、お願いできますか。委員だけ、政策分野が二つですね。

委員 はい。

会長 申しわけございませんでした。

委員 いえいえ、事業数が、施策数が少ないので。

まずは、45ページの政策10の「商店街の活性化のために」で、商店街の活性化を図るために区が行えることはどんなことがあるのかということで、今年度、「杉並区商店街に

おける商業等の活性化に関する条例」が施行されたということで、区の役割、区の責務が明確に定められたと。商店街の活性化は、一義的には個々の事業者の創意工夫によるみずからの事業の繁栄を図ることであって、区が行えることは情報の収集・提供等、補助的な役割であることを十分踏まえて、今後の商店街活性化施策を推進してほしいという評価にしております。

評価表の方では、事業費の推移を見てみますと、14年度から16年度まで毎年大幅に減少していった、その減少原因の記述が見られませんでした。本政策の施策が一つですので、その相対性は重点と位置づけられていることもありますので、減少原因の記述が欲しかったと思っております。

その一政策一施策の45番、「魅力ある商店街づくり」ですが、補助事業によって商店街の活性化に結びついているかどうか分からない。

この補助事業によって商店街の活性化が図られているかどうかを検証し切れていないという所管による自己評価ですけれど、目標というのは集客力と売り上げの増加であるわけですので、補助事業を行う商店街の補助の前と補助の後の売り上げ比較を行うことができれば、この補助事業の目標が達成されているかどうかという意味での検証は可能かと思われまます。それが実際にできるのかわからないですけれど、そういった方策を考えてみるのも一つではないかなと思いました。

施策の方向としては、所管の自己評価と同じ「効率化」にしております。

あと、指標内で、区内の小売業売上高と、それから商店街の空き店舗発生率、小売業売上高は増加させて空き店舗発生率は減少させるというようなことだと思うのですが、これは指標にしてみましたけれど、残念ながら実績値の記載がほとんどの年度でなかったものですから、余り指標として意味をなしていないような感じでした。

それで、区民による評価ですね。

魅力ある商店街づくりというアンケートがあるのですが、ここでは目標として掲げているのが「魅力ある商店街づくりをめざして、イベント事業などを行う元気ある商店会を19年度に70商店会に増やします」ということがうたわれていまして、区民の方の意見では、「目標に適さない」とかあるいは「なんともいえない」という回答が合計で約35%ありまして、今回の区民アンケートの中では最大となっております。その結果が、その後の質問も「なんともいえない」というような回答が多くなっているということで、「魅力ある商店街づくり」という施策について、数値的目標を定めることが難しいと区民のア

ンケートも示していると思いますけれど、イベントを行う商店街をふやすということが、そもそもの政策の目標である商店街の活性化にどれだけ効果があるか検証していくということが必要じゃないかと思います。

もう一つ担当しましたのが政策 20 の、「創造的で開かれた自治体経営」で、政策としては、区の職員の人数削減による人件費の縮減、協働、民営化、民間委託等の効率性というのが、区民 1 人当たりの行政コストの減少という形であらわれておりまして、もう一つ、区民 1 人当たりの区の負債額の減少というふうにもなっていますので、政策としては非常に有効であったと評価できると思います。

歳入の根幹をなしている区税収入の減少というのは、現状、減少が続いていますけれど、経常収支比率が適正であると言われていた 70 から 80%になるように、今後も行財政改革を推進して行ってほしいと思っています。

1 点気になることは、「職員のやる気指数」ですね。これが平成 14 年度から毎年減少しているということで、職員が意欲を持って仕事に取り組むことによって仕事の効率が図れる、あるいは行政サービスが向上するということだと思いますので、この指数についてどのような形で改善の方向性に持っていくのかということが重要じゃないかと思います。

会長 この「やる気指数」というのは、どうやって計算されているのですか。

5 ポイント制とかなんとかでやっているわけですか。「非常にやる気がある」は 5 点とか。ちょっとお願いします。

行政改革担当副参事 これは、5 択ぐらいのやる気が「ある」、「ない」、「どちらかといえばある」といったような形でアンケートをとっておりまして、それをパーセンテージで示していると。

会長 そうすると、ある程度やる気がある以上ぐらいの率になっているのでしょうか。大いにやる気があるとか。

ならば、むしろこれは分布で見た方が、本当の、「やる気」のご専門の方がいますから、また後でコメントをいただきたいと思いますが、別に重みづけをされているわけじゃないわけですね。また、後ほど議論して。ありがとうございました。

では、引き続きお願いします。

委員 施策 75、「創造的な政策形成と行政改革の推進」。行政改革による経費削減額は 14 年度 48 億円から 15 年度 30 億円ということで達成しておりまして、職員の定数の削減も計画を大幅に上回っているということで、施策の内容は評価できる、と。今後も区政の経営

改革を推進してほしいということで、今後の施策の方向性は、所管の自己評価と同じ「サービス増」にしております。

あと、事務事業評価表について単位当たりコストというのは、成果を達成するために直接要したコストの集計値を成果数で割ったものなので、成果とコストとの相関関係が明確でないような企画調整の総事業費を経営会議付議案件数で割っているとか、そういったものは意味がないことなので、そういった記載はかえって混乱を招くので、必要ないのではないかと思います。

あと、六つの事務事業を8名強の職員が総事業費9,500万円で実施しておりまして、非常に効率的な行政運営を進めていると感じました。

それから、施策76、「財政の健全化と財政基盤の強化」ということですが、19年度までの成果目標が経常収支比率、特別区債残高、減税補てん債の当該事業年度発行額、これはいずれも19年の目的、目標に向かって順調に推移していると思います。

ただ、不況だということもあるのかもしれませんが、16年度の歳入不納欠損額は4億2,800万円あるというふうな記載もありますので、今後も滞納整理の手法、滞納処分の強化等収納率の向上を一段と進めていただきたいと思います。

入札が何かでやられたのは杉並区でしたよね、車の入札もやられたとか。非常にいろいろなことを考えていらっしゃるようですけれど、そういった延長線上で、今後も滞納処分等を強化していただきたいと思います。

施策の方向性は、所管の評価と同じ、「サービス増」になっております。

評価表の方で、記載ミスなのかよくわからないのですが、評価表の記載事項と事業費の推移とがちょっと逆転しているので、後で見いただければと思います。

それと、事務事業の方で若干気になったのは、常勤職員の方が125名いらっしゃるということですが、非常勤職員の方はゼロということで、中には、ここに書いてある「特別区民税、都民税賦課事務事業というところでは、……非常勤職員の活用を考えている」ということですが、ほかの事務事業においてもこういった検討をできないかどうか、考えていただきたいと思います。

施策77、「区民に身近で開かれた行政運営」。広報すぎなみが月3回発行されて、私も杉並区民なので見ておりますけれど、それからあと、ホームページ、これもアクセス件数が年間で139万件を数えているということで、区民に知らせるという目的は達しているのではないかと。区民はそれから先どういうふうに、発行されているあるいはインターネッ

ト公開されているものを自分で読むかという問題がありますけれど、区としては区民の知る権利を保障して、区民の区政への理解と関心を高めることに役に立っている施策じゃないかと思います。

施策の方向性は、所管の評価と同じように「サービス増」となっております。

施策の目標としている、区からの情報発信だけではなくて、「区政や地域活動への参画を促進し、協働による区政運営に貢献する」ということですが、非常に大事なことだとは思いますが、その仕組みをどうしたらいいのかというような記載が乏しかったように思います。

あと、事務事業の方で「施設めぐり」というのがあるそうですが、区内ではなかったのですが、平成 16 年度の参加者が 110 人いて、その総事業費が 540 万円かかっているということで、参加者数で割りますと 1 人当たり 4 万 9,000 円。バスツアーだったので、受益者負担 1,000 円を差し引いても 1 人当たりの参加費が 4 万 8,000 円ということで、これだけの費用をかけて施設めぐりをしているということに対してどのように考えるかというのは、検討の余地があると思いました。

それから、施策 82、「区政相談等の充実」ですが、相談事は減っているということはないと思うのですが、区としても専用の予約電話の開設時間の延長をしたり、1 階ロビーで合同相談会など相談機会の増加を図っているということですが、実際には相談者数が減少しているということで、どんな原因かはよくわかりませんが、一つには区民への周知が足りないのではないかと。あるいは、相談の適格なアドバイスをしているのかというようなことも含めて、区民の方が利用しやすい形での施策を考えていっていただきたいと思いました。

施策の方向性は、所管の評価と同じように「効率化」にしてあります。

それで「創造的な政策形成と行政改革の推進」というアンケートに関してですが、「大変よい」と「まあまあよい」という回答が 79%を占めていました。政策・施策は有効に機能しているということのあらわれだと思います。

ただ、「10 年間で職員を 1000 人削減する」という目標を抱えているわけですが、この目標数値が低すぎるという回答が、この六つの目標の中で、アンケートの目標の中で一番高い、20%以上になっています。1,000 人削減すると職員 1 人当たりの区民数 140 人となるわけですから、非常に効率的な運用を行っているとは思いますが、区民はそれでも満足していないのかなと思っております。

会長 ありがとうございます。

では、引き続きまして、委員の方からお願いいたします。

委員 それでは、政策 13 です。63 ページから 64 ページですが。

64 の方で私が書きましたのは、中学生の公立学校在籍率ということがいろんな分野でかなり重要なポイントになっているということは、ここでもあらわれます。それで、70%の目標を掲げているのですが、その70%の目標ということの根拠をもう少し明確にした方がいいのではないかなど。毎年毎年、少しずつですけれども下がってきていまして、果たして70%というのは、その差は小さいけれども、実は、多分、これは区でやっておられて、1ポイントでも上げることがいかに大変かというのは私も想像できるわけですし、そういう意味では70%の目標というのは、数字の差以上に非常に重要な意味を持つ数字になっていると思ひまして、その目標を明確にするべきであろうということが一番に感じました。

それから、政策評価のための「チェック指標」というのが、今回改めてチェック指標を今まで当たり前のようにして私も見てきたのですが、今回、政策評価のためのチェック指標というのはどういう意味を持つのだろうかというのが、その政策項目とチェック指標の項目というの、直接、一対一対応しているわけじゃないわけですが、かなりクロスしているということはわかるのですが、もともと、チェック指標というのは、最終的に政策目標が達成されたかどうかをクロスしながら見ているものだと思ひまして、そういう意味では、チェック指標について政策評価のところでは言及がないのは、何かおかしいのではないかということ、今さらながら、改めてそう感じました。それがここに書いた一番のポイントでございます。

次に施策の方にまいりまして、「教育施策の執行体制の確保」で、主として教育委員会の運営の問題ですけれども、これについては、記入の方法のところでは書きましたのは、住民からのアクセスがあるということの評価指標に使っていますけれども、もう少し中身の詳しい分析が必要じゃないだろうかということが感じたことのポイントでございます。

それから、今後の施策の方向としては、これを「統廃合」としたのは、教育委員会というのは組織運営が今後かなりいろいろ変わってくると思ひまして、一応、問題提起としてそのように書きました。

次が「豊かな学校づくり」ということで、ここがさっき申しました、この分野の一番根幹になるところなんでしょうね。公立学校の在籍率を上げるということが、この中の中心的

な目標であり、かつ、テーマであると思いますが、ここで私も若干問題提起的に書きましたのは、本当に区民が何を求めているかということ、さっきの70%の目標ということ、70%を中心的な課題として住民にもよく考えていただきたいものだろうと思ったわけです。

例えば、子どもや生徒の学力を上げたいという父兄の希望があって、それはそれで一方で見ている。他方で、住民パワーによって英語や理科の授業をつくりましょうというものがある。果たしてこれは、それぞれの施策として掲げているけども、それは本当に現場において一致するのだろうか。つまり、学力というと、どうしても点数を上げたいというそういう分野になるし、父兄もそう思っている。他方で、手作りでというと、それは一般的に英語や理科の素養が上がって、子どもたちもそういう関心が強まるかもしれませんが、それが学力に直結するわけじゃないという、多分そういうジレンマに直面するだろうと思ひまして。そういう意味では、このようなジレンマをやっぱり直視して、協働のとおろにおけるジレンマを直視していくべきじゃないかという感じがしました。

その下のところは、先ほど冒頭の問題提起のところで、3 区分の話はいずれまたいろんな分野で、私もいつも議論というか概念に苦慮していますので、ここではとりわけてそういう感じ、その概念区分には苦慮いたしましたので、検討をお願いしたいと思います。

それから、次は、「児童・生徒の健康維持及び安全の確保」ですが、70 ページに書きましたのは、目標として全国数値を目標にするというのは、それはまたそれでわかるのですが、私は、子どもの体力やら健康の水準というのは結構地域差があって、その地域差が生まれる背景というのは、例えばお医者さんの数とか医療施設の数とか、地域によって、やっぱり、もう既に相当な違いが出てきているわけです。あるいは、都会における子どもの生活環境も違う。そういう意味で、全国数値だけを目標にするというのは、それはそれでまた意味はありますが、他方で、やっぱり都会の子どもたちの目標値というのはまた違う意義があるということ、改めてこの杉並区の目標値には全国目標値ともう一つ地域性を反映した目標値というのを二つぐらい見ながら、子どもの健康とか体力というのは見たらいいのではないかという感じがいたしました。

次は「教育施設の整備・充実」のところですが、72 ページにその辺のことを書いてありますが、これは指標として修理数とか余裕室数というこの指標が妥当なのだろうか。むしろ、成果指標として見るべきなのは、そのような余裕教室とか修理数を通じて、最終的には参加者数がふえるということが、そっちで把握すべきではないかと思ひました。つまり、修理が目標ではないだろうということです。

それから、56は「学校教育施策の執行体制の確保」ですが、これは事業の性格が結構違うものが二つ一緒になっているので、つまり、学習内容の充実の系統に属する事業と、政策施設の維持管理という二つの分野の事務事業が一緒にまとめられていて、それを見ていると思ひまして、ちょっとこれは施策の組み立て方を、その性質が二つ大きく違うものがあるとなかなか理解がしにくいので、ちょっと施策の組み立てをご検討いただいたらどうだろうかという、そういう問題意識を持ちました。

次の57は「多様な教育機会の提供」ですが、これは障害のある子どもたちに対するサービスで、こういうハンディキャップの子どもたちの教育ということであると、その定義ないし施策を明確にできるならば、協働というよりも、むしろ行政の本来の仕事なんだからそこを明確にするということをやったらどうだろうかという、それに伴って指標などのとらえ方も変わってくるのではないかという感じがいたしました。

それから、「就学のための経済的支援」。78ページですが、これは補助金ということですから協働にはなじまないだろうということです。

それから、中身としては事務事業のレベルの評価指標と施策レベルの評価指標が、入り組んでいるという印象を強く持ちました。ですから、事務事業レベルの評価指標と施策レベルの評価指標というのは、やっぱり理想像としてはロジカルに、ここの指標は、事務事業のレベルの指標が上がって、それが施策レベルの指標に影響をもたらしてというロジカルな関係があるので、その辺をもう一回組み立てとして考えたら、もう少しわかりやすくなるだろうと、そんな感じがいたしました。

それから、79、80、これはアンケートですね。これは問題提起的に申しますと、まず協働のところは、協働を今進めやすい領域ということを出てくるのは、実は、行政の所掌範囲の歴史の中で見るならば、実は、行政責任をなかなか問うことなしに広がってきたということが、実態的には多い分野だという皮肉な現実もあるので、協働と言うと何かすべてが是認されるということではなくて、むしろ、今までの行政責任の不明確さというものの反映だという現実も直視しながら、協働を考えていただきたいということです。

それから、最初の方にも申しましたのですが、今回改めてチェック指標がどう使われているのかということを考え直しますと、今回の評価では施策あたりを結構詳しくやったことの裏腹なのですが、チェック指標が何の役割をしているのかということをもう一回、私自身も疑問が生じたところがありまして、区の方々もチェック指標の使い方ということをもう一度考えていただきたいなという感じがいたしました。

以上です。

会長 はい。総括意見までおっしゃっていただいたことになるかと思います。結構でございました。ありがとうございました。

それでは、私の残されたところが政策1ですか、これは2ページ目あたりに書いていますが、結果的に安全・安心のうち、ここに書いていますように、区の方でできる分野はかなり限定されていますので、そこら辺が逆の働きかけがもっと必要ではないかというようなことが書いてあります。

先ほど委員から出た、まさしくチェック指標の話なのですが、ここに私も同じ問題意識があって、要するに、政策目標と区政チェック指標との関連ですが、今にして思えば、区政チェック指標というのは、区政そのものが良い悪いというよりも、区政そのものの責任というよりも、区の全体の社会的な環境がいい方向に行っているかどうかという一つの社会指標のようなものだと思うのです。

そして、区政のチェック指標は、とりわけ政策指標とか施策指標と違う点は、区の行政がほんの一部も関与していないものでも、一応、区政チェック指標に上がっています。だから、そこが違うところだと思うのです。ここで我々がやっておる政策評価とか施策評価、事務事業評価というのは、とりあえず、区が行政関与されている、これについての評価をやっているわけです。ところが、区民の方は、要するに区全体、我々の区民の生活がよくなったかどうかということですから、逆に言うと、行政自体がどうかということがちょっと飛んでしまうわけですね。ただそれについて、要するに杉並が暮らしやすくなったかどうかということもやはりチェックしなきゃいけないというので、それが区政チェック指標だと思うんです。

だから、そういう意味では、若干のギャップはあって、それぞれ使い分けをして。我々は政策評価をやっているのだから、区政チェック指標は横目で見ながら政策とか施策評価、事務事業評価をやっていくのだということ。もし誤解が出ているようであれば、そこら辺は今回の外部評価報告書にちょっと仕分けをして書きたいと思っておりました。

具体的な施策2の方は4ページ目あたりにありまして、私はどうも全体的に効率化のコメントが多くなっておりますが、ここではいろいろ推進会議の開催回数とかいう指標があるのですが、それ以外に住民の協働を図るということであれば、パブリックコメント件数とか、そういった活動支援についても積極的に取り上げてはいかがであろうかというようなことで、とりわけ、今いろいろ世間を騒がせている建築確認の問題があるものから、

そこら辺について、違反建築取締・是正指導に対してどのような改善策が講じられたかということで、是正指導してどうなったかというようなことのデータも区民の方は望まれておるのではないかというようなことを書いております。

施策3の「住民参加のまちづくり」、これはまさしく協働そのものなんですね。6ページ目にありますが、これは協働の形態なのに、何か意識的に余り協働ではないというような書き方をされたような印象がありますが、このまちづくり自身が協働によるまちづくりですから、それはむしろ積極的に評価していいのではないかということでもあります。

それで、まちづくり支援施策に応募した団体数が成果指標というのは、これはまずいでしょう。むしろ、現在活動中のまちづくり団体数の方がいいのではないかというようなことを書いております。

施策4、「都市機能の充実」は、これは機能の充実と書いていますが、駅前の再開発なのですね。ですから、8ページの方をごらんいただきますと、これも駅前再開発自身が行政の都市計画の一環としてなされている事業ですから、これは協働なのですが、指標の協働欄には記載が全くないのは、逆に言うと、協働という概念を非常に厳しめに把握されておられるのかなという気がいたしました。

それと、成果指標については、駅前再開発が終わらないと、なかなか成果指標が上がってこないというのは当然なのですから、逆に言うと、第 指標というのはもう少しお使いになった方が、区民の方にとっては状況がよくわかるのではないかというようなことでもあります。

施策5の「道路交通体系の整備」。これは主として区道のバイパスに関連するようところだと思いますが、10ページ目の方に書いてございますが、実は、工事的な事業の実施、これからまた3月にかけていろいろ出てまいります、道路工事等をやる場合は、公安委員会、警察とか、あるいは、ほかの東京都の方とかいろいろ関係機関等の調整が不可欠なので、工期の短縮とか通行止めの減少がどれくらい出ていたかというのは、逆に協働による成果を示す指標で管理された方がいいのではないかと思います。

それで、施策6の「交通安全の推進」、その12ページでございますが、交通安全は、とりわけ警察との関係、あるいは住民との理解と行動が最も重要でありますから、警察との打ち合わせとか協議の内容等にかかるものが明らかにされることが協働推進の見地から肝要ではないかということでもあります。

それと、信号かなんかの稼働率ですかね。これは街灯の稼働率を日ベースでやると、大

体その日のうちに修理してしまうと 100 になるわけですね。そういうことでは、最近の犯罪の増加ということからかんがみれば、なるべく修理を認識してから稼働する間までの時間をもっと短めにとらないと、目標との比較という意味からするとほとんど 100%近い指標になりますから、指標としての意味が余り出てこないのではないかというような気がしておりますが、これは、ただ實際上、実行上は難しい問題が残されていると思います。

それと、いわゆる交通安全指導員ですか、給与が高いとかいろいろ世間を騒がせているような問題は、通学完全指導業務委託箇所、確かに事故は起こっていないのですが、登下校で事故が発生しているというのは、逆に言うと、適正な、もっと別の、安全指導をする危ない場所があるのだけれども、たまたま従前どおり通学安全指導業務を一定の箇所で行っているのではないかというような危惧もありますので、そこら辺は今後の改善を待たれてはどうかということでもあります。

施策 7、「自転車問題の解決」。これは放置自転車の解決の問題であります、14 ページ、これは委託・協働化を推進しているのですが、実は、自転車の通行、自転車の利用を減らすことが一番いいわけでありまして、結果的には、なるべく歩けというような運動に努めていく必要があるのではないかということでもあります。

それと、私がいわからなかったのは、民営自転車駐車場に対して補助金か何かがあったのですが、どういう分担関係を民営自転車の駐車場との関係でやるのかというようなことが、少なくとも評価表からはなかなか見えてこないというような問題があったと思います。

施策 8 の「住宅施策の推進」。これは住環境の改善向上ということで、16 ページにございます。主として都営住宅との関係も出てくるわけですが、住宅困窮者のニーズをどの程度満たしているかというようなことが実は重要だと思うのですが、それについては、ここにはなかなかなかったということでもあります。

それと、最後の方に書いてあることは、民間の金融機関を通じてでも資金融資などではできるので、区としてどこまで関与するかどうかはもう少し検討されてはどうかということです。

アンケート調査の自転車問題の解決につきましては、おおむね肯定的な評価を区民はなされておられます。具体的な放置自転車の対策については、指定管理者制度等の活用も視野に入れて対応していただければどうかというようなことを書いてございます。

ここら辺は、各委員から出てきたところでありますが、これ全体を取りまとめた場合に、事務局でどういう整理をなさっておられるかわかりませんが、全体的にはどういったらつ

きといたしますか、区の自己評価と、どういう関係になっていますかね。

行政改革担当副参事 私どもも、この評価を余り時間がない中で拝見しているところなのですけれども、特に自己評価と大きなずれや方向性が違うといったような大きな点はないのかなというような印象は持っております。

会長 それぞれの委員の方のご意見は基本的に尊重するというでいいかと思いますが、今後、冒頭、審議で決まりましたように、我々の申し上げた意見というのと対処方針というのが、ある意味で対応関係がついて、もう少し整理された格好で公表されるということでございますから、少なくとも事実誤認等があると、これはまずいですよね。要するに、外部評価は何しておったのかというようなことにもつながります。

もし、我々が申し上げていることで、基本的な考え方の違いというのは、これはもう、あり得ることですからいいのですが、明らかに、委員も一部ご質問されていましたが、数字等の扱い等についての記述も我々あるものですから、そこら辺で、とりわけ委員がご質問になった点について、回答はきょうできますか。

あと、いろいろ委員の方からのご指摘、あれはもうあれで事実だから、それでよろしいわけですね。あれだと、でも、委員、三つとも落ちているのではなかったですか。三つじゃなくて、二つでよろしいのですか。

委員 はい、三つのうちの二つですね。

会長 二つでよろしいですか、そうですか。

行政改革担当副参事 先ほど会長が言われました、委員の指摘されていたところは、恐らく 46 ページの 14 年度の評価表の記入方法についての評価の欄で、事業費の推移で、14、15、16 で大幅に減少しているのに説明がない、と。

会長 そうです。それと、もう一つありましたよね、

減少原因の記述がないというのは、これはまあ、いいんですよ。これは意見ですからね。私はそう記憶していますが、56 ページに、特記事項に増加と書いているけど、実際は減少しているのじゃないかと。これは 16 年度の間違いですか。

行政改革担当副参事 はい。これは私も調べましたところ、ご指摘のとおりでして、事業費の方は確かに減少しておりました。

会長 そうですか。そうすると、これでいいのですね。

行政改革担当副参事 はい。

会長 これでいいというか、いいのかな。でも、要するに何か内部評価がかなりずさん

になっているということになります。

行政改革担当副参事 すみません。ほかにも幾つかあろうかと思えます。今現在見逃している部分もあると思えますので、うちの方でまた精査をいたしまして、調整させていただければと思えますので。

会長 いや、これは外部評価委員なり、あるいは行政評価報告書全般にかかる問題でもあるのですが、ちょっと気になっていますのは、二次評価を今年度はされましたよね。そうすると、2回チェックを、内部評価をかけて二次評価もやっているのに何で間違いがあるのかというような区民の方のご疑問があると……。要するに行政評価システムに対する信頼性の問題があるわけで、最終的には我々外部評価で、最終的にそれらがわかったということでは正されるということ、まあ、外部評価としては機能していることになるのですが。今回、二次評価制度というのが設けられたわけですよ、形式的に。そうすると、私のあとの方でも意見として書いているのですが、二次評価が具体的にどういうふうには機能したかということについての、行政評価報告書には抽象的な表現とかしかなないものですから、そこら辺が区民の方もどういうふうにする二次評価が機能し、活用されようとしているのかということが、外部評価報告書に少し記載していないといけないのかなという感じがしておりました。

いずれにいたしましても、数値とか事実誤認等がないかどうかは、もう一度事務局の方で精査していただいて、我々の認識が間違っているところはそれぞれ委員の方にもう一度正しい情報を上げていただいて、場合によっては書き直していただくということもあり得ますよね。

行政改革担当副参事 委員の方と調整いたしまして、訂正するべきところがあれば訂正していきたいと思えます。

会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど、委員は総括意見の方も一緒におっしゃったものですから、次に委員の総括意見は32ページぐらいにあるのでございましょうか。委員のご指摘は全般的に厳しいので、昨年もそうだったと記憶していますが、要するに目標が抽象的であるというご意見ですかね。それと、二次評価についても抽象的過ぎるということをお書きになっておられますね。これはこういうご意見として承っておくということでもいいかと思えますが。

では、委員、これの総括意見についてはどこにございましょうか。

委員 62ページです。

会長 はい。よろしくお願いいたします。

委員 総括意見としては、行政評価報告書は年々改良が加えられて、わかりやすい資料になってきていると思います。

それから、行政から区民に発信する資料というのはできてきていますので、今度は区民がそれをどういうふうに活用するかという意味で、今回実施されたアンケートというのは意味があると思います。今後も含めて、区民が行政に関心を持つような施策を推進してほしいという報告になっております。

それから、今年度は行政報告書がタイムリーに、昨年度に比べまして期間短縮が図られまして、事業年度終了から7カ月ほど、10月に完成しているということで大変な努力があったのではないかなと思います。

あとは、今回の行政評価から協働委託等の記入欄を設けたということで、皆さん、区民あるいは区の職員の方も協働に対する可能性を検討していくという意味で、あるいは説明責任という意味でも、意味があることだと思っております。

会長 全般的には高い評価をしていただいておりますね。

では、委員、よろしくお願いいたします。

委員 評価についての総括意見なのですが、私も資料等をタイムリーにいただいて、初年度から比べるとはるかに、資料等、内容が大変見やすくなって、理解しやすくなったと感じます。ただ、やはりボリュームは大変多いなと。年々すごく、資料のボリュームは多いなということを思いまして、これは、私どもも記述に関していろいろな内容についても意見を出させていただいているので相反することかもしれませんが、これの作成の労力とかそういうことを考えると、ちょうどいいボリュームというのはどのあたりなのかなとそういうことも考えながら、余り行き過ぎても、そのためだけの仕事が本来の仕事ではないので、そんなことを思いながら評価をしておりました。

それから、行政評価の資料等も見やすいのと、あと、特に施策コストなどは、やはり4年目なので過去3年分というのが推移できる、数字が推移しているのが見やすいという、そういうところでよかったと思います。

それから、協働については、国、都からのいろいろな出資金が減少方向にあって、区の中で貴重な予算を十二分に生かすということを前提に協働というのを区が進めているので、いろいろな事務事業のコメントなどを拝見すると、区直轄の事業だからとか、あと、横との連携・調整が難しいので協働しにくいとか、そういうようなコメントがありましたので、

やはり縦割りの組織の中でも横の連携をとるといふか、クロスファンクショナルなシステムなりプロジェクトなりで進めていくことが必要なのではないかと思います。

あと、ここにも書いてありますが、協働のパートナーですね。その適切な選択というのは区に責任があると思いますので、その選択基準などを明確にして、区民の方にもご理解をしていただけるようなインフォメーションが必要なのではないかと思います。

それから、行政評価への「区民のアンケート」ですけれども、やはり項目は限られていたかと思いますが、こういうことをやるということで、360度評価の方向ができてきたんではないかなと思います。所轄の自己評価、二次の評価、それから私どもが担当している外部評価、それから受益者である区民の評価というところが、評価の角度としては理想に近づいているのではないかと思います。今後の継続が必要かと思いました。

あと、外部評価意見に対する所轄課対処方針の資料ですが、一応、前回そういう外部評価をさせていただいた意見に対してどう対応したのかというのが、やはり私どもにフィードバックしていただけたといふか、そのように理解しておりましたので、大変これはわかりやすい資料だと思いました。きょう改めて、区民への開示といふか原則公開になっているということなので、内容的には差し支えない表記かもしれませんが、こういうことはやはり必要なことだと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。お褒めの言葉であったと思います。

それでは、私からは、18ページの方にあります。基本的には、全体的に改善が見受けられるということなのですが、先ほど申し上げましたとおり、二次評価の内容について少し見えにくい格好になっているということと、評価結果と予算との反映状況、それが少しわかりにくい状態になっているということだろうと思います。

それと、協働の推進についても非常に積極的な試みであるのですが、実はその委託と言っても、ここにも書いていますように、一部委託か、全部委託か、包括委託かというのはいろいろある。あるいはNPOとか住民との協働というのものもありますから、そこら辺はもう少し区分した目標を設定し、全体的な参加も進めないといけないと思いますが、効率化と参加ということのバランスをとっていかれるということがより重要だろうと思っております。

それと、行政評価指標についてのことは、最初に書いてあるのは、とりわけチェック指標と政策評価との絡みですね。「安全・安心」とかなりますと、結局、都のかかわりとか、

あるいは国とのかかわり合いというのが非常に重要になって、区が主体的に関与できるものが、逆に限定されているところもあるんです。ただ、そこら辺はチェック指標で見えていて、区として関与されている部分については、政策評価、行政評価でやるということですので、そこら辺の若干の整理が今後必要であろうということです。

それと、一番気になりましたのは、人件費比率や委託率を算定する場合に事業費ベースでやりますので、経年比較が、事実上、意味がないんですね。要するに、建設事業等が突如入ってきますと、そこで委託率が急に上がったり、あるいは人件費比率が急に下がったりするものですから、区民の方にはわからないわけなんですね。急に、今年は委託率がふえたとか減ったとか、人件費比率がまた上がった、けしからんということは、実は事業費でされているからで、もう少しすると（新たな）財務会計システムが（稼動することによって）よくなるということですが、そういうシステムができなくても、簡易的な方法で、投資的経費と経常的経費が予算的にも区分されているわけですから、何か工夫されないと、少なくとも人件費比率や委託率は、出してしまうと逆に誤解を与えますので、もし財務会計システムができるまで待つというのであれば、思い切ってなくしてしまうというのもいいのかもしれないというような気がしておりました。全般的にはそういうことであろうと思います。

ここら辺は、委員には若干厳しめのご指摘をいただきましたが、それも全体的な評価をよりよくするためのご提言だと理解して、外部評価報告書の中にうまく盛り込みたいと考えております。

それで、我々のきょうの主要な仕事の、今度は財団等経営評価、この議題に移りたいと思います。これは81ページ以降になりますが、ちょうど81ページ、私のやっている社会福祉協議会の経営評価になります。ここは三次評価までを、実は未来的になさっておって、そういう意味では非常に厳格な財団等に対する評価をなさっておられるということがあります。

しかし、残念ながらといいますか、社会福祉協議会については、さんあいサービス、訪問介護サービスとも成果指標は目標を下回っていますね。活動指標も前年度より低下しております。しかし、私が理解できないのは、それにもかかわらず介護サービスが黒字経営の実績になっているのですが、どういう論理構造で介護サービスが黒字経営になったのかというのが、少なくとも区民の方はわからないと思います。ですから、人件費の節減を図られたのか、あるいは事業別の区分経理をおやりになっているのかどうか。要するに、介

護サービス部門が黒字経営になったということは、常識的に読みますと、事業別の区分経理をなさっているように見受けられるのですね。であれば、そのデータをぜひお示しいただいた方がいいのではないかとということでもあります。

それで管理費が非常に高いということは、何回も指摘を受けて云々ということは、二次評価、三次評価にも出てくるわけですが、管理費の中身が大体何から構成されているのか。あるいは先ほど来言っていますが、事業別にどのように配分されているかの情報がわからないものですから、なかなかこれは評価がしづらかったということですよ。

それと、逆に、公的部門に入れるんですね、民間で扱うことが難しい顧客を受け入れることを今後特化するということは非常にいいことだと思うのですが、そうすると採算性・収益性とどうバランスをとっていかれるのかということが見えないわけで、こういうことからいきますと、結果的にこういった民間で扱うことが難しい顧客をターゲットにしたようなサービスというのは、特別会計等で区分して、ここはもともと採算性を重視しないということを明示して、逆に言うと、どんぶり勘定にならないような管理を行って、また評価もそういうふうにするのが、より社会福祉法人としての有効性が高まるのではないかとということでもあります。

それで、スポーツ振興財団、これは 委員のご担当です。どういうご意見かといいますと、施設の利用率がどうも下降気味で認知度が横ばいだから極めて困難であるということで、この新規事業とかこういうのがなかなかうまくいっていないんだというような、厳しいご指摘のようでございます。

ただ、そうはいいながら、18年度から指定管理者制度が導入されるから、結果的に、このスポーツ振興財団も厳しい環境には置かれるということでもありますね。ですから、これはそのとおりだと思います。

それで、評価表の記入状況が条例で規定されているので、区の迅速な対応ができない等の制約が課されている、とある。要するに、条例の改正も必要であると認識がされているけれども、二次評価、三次評価ではそういう説明がない、というようなことなんでしょうかね。これは指定管理者制度等になれば少しは緩和されることかもしれませんが、これは多分、事務局等で若干事実確認なりご説明を後でいただいた方がいいような内容も含まれているようでもあります。

次は、すぎなみ環境ネットワーク。これはどなたでしょうか。

委員 NPOすぎなみ環境ネットワークの評価をさせていただきました。

こちらは、もう、当該の部門の評価と、三次評価でも書かれているのですが中長期計画がいまだに作成されていないというのが問題だとなっているんですけど。過去の2003年度の経営評価までちょっと引っ張り出して見てみたのですが、そこでも既に、ない、つくらなくてはならないということが書かれていて、毎年それが出ていたのにいまだ策定できないというのは、NPOになったというところもありますし、状況が変化していたということもあるのかもしれないですけども、もう2005年でありますし、この環境ネットワーク自体の独自のものの指針をつくるということが必要ではないかと思います。

つくれないならば、いろいろな制約があってつくりにくいというようなコメントが書かれていたんですね。それが何なのかとか、もしそういう阻害要因が洗い出されているならばその辺の対策をまずやっていくということが必要ではないかと思いました。

それから、「委託事業依存度」「職員数」というのもただ「減少」ということを目指すのではなくて、結局、中長期計画だとか、本来あるべき姿、あるべき事業の内容・方向性というのがあれば、具体的な数字も目標として出てくるのではないかなと思いますので、まずはそれが急務かと思われました。

それから、評価表の記入のところで、「目的適合性」の点数が違っていたので、どちらが正しいのかということと、あと、効率性、経済性ともに100点ということで、項目にマル、バツ、三角という評価なので、本当に大きく振れるというのは十分理解しているんですが、書かれている内容を拝見して、本当にすべて十分できている、十分なのかというのがちょっと疑問に思ったところも多かったので、書かせていただきました。

以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、勤労者福祉協会。

委員 内部評価で補助金依存度が37%と高いということで問題視しているんですけど、内容を見てもみますと、会員の年会費というのが6,000円になるわけです。それに対して給付事業とか健康維持増進事業というものの、掛け金に対する会員の受益割合が高いということで一例を挙げているわけですけど、死亡弔慰金が10万円まである、あるいは人間ドックの補助が1万5,000円まである。そうすると、年会費6,000円に対する割合としては非常に高いものがあるものですから、こういうことをしていけば補助金依存度というのはなかなか低くならないという問題があると指摘をしてあります。

ちょっと気になったのは、給付資金積立というもの。要するに、将来の給付資金のため

に今から積み立てておくというものが4,887万円の残がありましたけれど、将来的に死亡弔慰金が10万円まであるとか、結婚祝い金とか見舞い金とかあるわけなので、そういったものに対して、どのような計算根拠に基づいて4,887万円が積み立てられているのか、あるいはその残高が過少でないのかどうかと、そういったことについて検討が必要とされているのかもしれませんが大丈夫なのかな、という心配を持ちました。

次に、ここに書きましたが、「昨年度の経常収支は525万円の赤字であるが、経常支出には1,325万円の特定預金支出を含んでおり、実質上の経常収支は800万円の黒字であり、引き続き健全な財政運営を行っている」という記載があるのですが、特定預金支出の内容を見ますと給付資金積立と運営資金積立に充てられておりますので、結果は、何で積み立てているかといえ、将来のそういう費用として必要であるので、当該年度で積み立てている。たしか、予算もそういう積み立てを行うという予算だったと思いますので、そういう意味であれば、将来必要なものを当該年度に積み立てているだけですから、経常収支は実質的な黒字とは言えないのではないかと思います。

私にしてみれば、健全な財政運営を行っているというような、安全であるというような言い方はできないというような気がしました。

会長 はい。また、後ほど。

では、最後に委員、お願いします。

委員 私は、障害者雇用支援事業団ですが、まず成果の指標で見ましたときに、肯定的な結果に出ている指標では就職者数が増えているとなるのですが、他方で定着率の方は逆方向に動いていて、そういう意味では、全体としては両方の指標が出ているので、総合的にどうかというと難しい判断なのですが、事業規模から見ると定着事業の方が重視しているのではないかなということを感じますと、余り楽観的な評価はできないと思いました。

それから、経常収支比率の財政指標の見方も、補助金がふえて補助金依存度がふえているから実は経常収入がふえると、そういう面が実は背景にありまして、また、それはまた多分中身としては人件費がふえているというわけですから、そういう意味では、財政指標の見方も、その裏に入って見ると、決していい指標が出ても、実は中身としては余りよくないということになるので、評価表の中にあらわせるかわかりませんが、その辺の言及を外部評価としては申し上げたいという感じがいたします。

それから、評価指標の方の一つの提案というか工夫ですけれども、この財団のことにかかわらず全体の評価にも、実はその評価指標が三つとか出てきたときに、今後の評価して

いく上での物差しの使い方として、重要度が違うものは重要度が違うような表現にしたらどうだろうかという感じがいたしました。

つまり、三つが全く並列的に、その評価のために見ているとは必ずしも限らないですね。そういう意味では、数多く出ている場合には、やっぱりここが重要で、その次にこれが重要でというふうなことが順番でわかって、どうしても並列ならば番号を同じにするとか、そんな工夫をして、評価を見ている方によりわかりやすい評価指標の表現の仕方があるのではないかと、こんな感じがいたしました。

会長 はい。それなりにそれぞれご主張あると思いますが、多分、少し事務局サイドで確認いただかなきゃいけない点は、例の料金の条例云々の話というのと、委員のこの話ですかね。委員のこれはやっぱり「実質上の経常収支」というのは論理矛盾です。「経常比率には」と書いていますから、確かに。これは委員のご指摘が多分正しいのだと、私も思いますね。ただ、これをぼんと、こういうふうに区民の方に出すと大変かもしれませんが、これは確かに、ちょっと問題だとは思いますが。

それで、条例の話はどうですか。要するに、財団の場合でも利用料金については、区の施設だから、区の条例で定めるということですか。

行政改革担当副参事 利用料金の設定につきましては、体育施設の条例と規則で規定されておりまして、そういった点で、財団としては、その点で柔軟な対応ができないというような記述になっているのかと思います。

会長 これ、指定管理者制度になっても、やっぱり同じことですか。どうなんですかね。指定管理者制度の場合でも、料金は区からの認可ですかね。

政策経営部長 そうですね。これは財団の問題というよりも、むしろ、区の考え方の問題ですね。指定管理者が条例上、(利用料金の)最高限度額を決めて運営を行う。東京都の場合は、割とそういう決め方が多いですね。杉並の場合はいろいろな議論がありまして、今の時点で、今までの経緯で言いますと、どちらかというとそういった選択ではなくて、ずばり幾ら幾らと決めるべきだというような議論方が多かったですね。

ですから、言ってみれば、どちらでもできる。確かに、両論あります。この問題はどちらかという財団や外郭団体の問題ではなく、長の政策判断ということになると思っております。

会長 はい、わかりました。

今までのご議論を、若干、事実確認等は事務局で確認していただきますが、これをまた

まとめて外部評価報告書に作成いたしますので、作成の事務的な作業は、私の方と事務局の方で打ち合わせの協議を重ねて、その案文についてまた各委員の方にお示しして、ご確認いただいで公表すると、こういうふうな作業にしたいと思います。

それでは、最後の議題が残っておりますが、入札と今後のスケジュールの確認ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

行政改革担当副参事 では、今後のスケジュール等につきましてご説明いたしますと、本日いろいろいただきましたご意見を踏まえまして、会長とメール等で調整をしながら、2月中旬を目途に報告を作成していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

評価表の記載事項と、本日出されましたご意見につきましては、予算の査定にも反映させていければと思ひておりますし、今、第二次の協働等推進計画を策定中ですが、本日、協働等の推進につきましていろいろご意見いただいでおりますので、十分に参考にさせていただきながら、協働等の推進を図ってきたいと思ひております。

次回は1月23日ということになりますけれども、後ほど担当の方から説明がございますが、次回のテーマの一つが「入札及び契約に関する外部評価」それと、「個別外部監査のテーマ」、これのご推薦をいただくことの2点になってございます。個別監査のテーマのご推薦につきましては、別添させていただいております様式で、二つ程度、テーマと理由を書いていただきまして、年末の大変お忙しい、また年始のお忙しい時期だとは思ひうので、すけれども、1月10日までにメールで返していただければと思ひております。

17年度にご推薦いただいた内容について添付しておりますので、ご参考にいただければと思ひます。

会長 はい。ありがとうございます。

では、あとは経理課の方ですか。よろしくお願ひいたします。

経理課長 経理課長の柿本です。どうぞよろしくお願ひします。

私の方からは、次回、入札と契約についてご審議をいただきますので、その関係についてご説明をさせていただきます。

お手元に、私の名前で皆様にお願ひの文書が入っております。1月23日に外部評価委員会でご審議いただく内容は、1にあるとおり4点ほどございます。この中で、1番の平成16年度の入札案件についてですが、資料をご用意してございます。ちょっと分厚い、横の資料になりますが、封筒の中でしょうか。

お手元にあるこちらなんですけれども、16年度に実施いたしました工事案件と委託案件

について、一覧表にしております。

審議の対象になる案件ですが、区が締結しました予定価格 130 万円以上の工事発注案件、それから 50 万円以上の委託契約案件の一覧になっております。工事案件、参考資料 1 ということですが、合計で 339 件でございますが、500 万円以上のものにつきましては条件付一般競争入札、これが 154 件、130 万円から 500 万円未満の契約と単価契約が指名競争入札となっております、これが 185 件でございます。

委託契約につきましては参考資料 2 になっておりますが、合計で 391 件でございます。内訳は、3,000 万円以上が条件付の競争入札 20 件、それから、50 万円から 3,000 万円未満が指名競争入札となっております、371 件でございます。

それで、この中から審議の対象とする契約案件を抽出していただきたいと思います。審議の対象とするのは、時間の都合で 10 件ほどにさせていただきたいと思っております。ということですので、委員の皆様には、工事案件の中から 1 件、それから委託案件の中から 1 件、それから補欠の案件としまして工事案件から 1 件、合計 3 件をお選びいただきまして、そこをご依頼の文書にありますように、1 月 10 日までに担当までメールでお送りいただければと思います。

きょうお渡しいたしました資料につきましては、後ほどメールでも改めてご送付、送信させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。

宿題を二つばかりいただいたわけですが、これは次回のときに多分ご用意されると思うのですが、毎年度、何か、落札比率であるとか全体的な推移、杉並区がいろいろ入札制度の改革をおやりになって、どういう効果が出てきているかということについても、たしか毎年度、これに関連して、若干、我々として意見を申し上げていたと思いますので、そこら辺の資料はご用意いただけるんでございませうかね。

経理課長 はい。当日までに、事前にお渡しできるようにしたいと思います。

会長 そうですか。よろしく願いいたします。

制度の中でこれがあるものですから、そういう、やっぱり、我々外部評価に期待されているのは多分そこら辺もあると思いますので、それについても、できますればお願いしたい。よろしく申し上げます。

経理課長 はい、わかりました。それでは、早速お送りさせていただきます。

会長 どうぞ、委員。

委員 今回の件というよりも、多分、総括的なことで申し上げますが、よろしいですか。この前の段階で、さっきの評価表全体の総括のところでも申し上げればよかったのですが、ちょっと情報提供というか皆さんに、特に杉並区の方々に情報提供として申しますと、実は、先週 12 月 10 日と 11 日に日本評価学会の全国大会がありまして、それがたまたま広島大学の広島キャンパスの中で行われたわけですが、その中の一つのテーマが「外部評価」なんですね。

要するに、統一的なテーマは、評価によって評価の質が今問われているのだけれども、外部評価がその質の向上にどれだけ役立っているかということで議論がなされたセッションがありました。いろんな議論があった中で、外部評価を一生懸命やっても質にどのくらい貢献しているのかという、そういう意味では非常に生みじめな問題意識からそういうテーマが設定されたのですが、非常に難しいということで、それぞれ外部評価委員をやっている方が日本中にいろいろいるわけですが、みんな苦労されているという話が出たということを一応報告して、そしてその中で、練馬区の外部評価委員長がたまたまおられて、非常に自虐的に、いや、自分たちは外部委託評価をやっているんですという、そういうことを言われた……。

委員 そういう意味で、なかなか、いろいろ苦労しているけれど一生懸命やろうとしているそういう研究者がいましたよ、ということなんですね。

僕はそれを見ながら、杉並区は、今までの数年間の経過を経て、かなり中身的にもよくなっているという感じはしているし、外部評価というのは、全体は見られなくても、それぞれの観点から一つ、二つの問題意識を問題提起できることによって、それが役割を果たしているんだろうと、こういう感じですから、それなりの貢献はしているかなという個人的な感想は持っていますが、そういう話があったということで、質を高めたいという問題意識を日本中のいろんな外部評価をやっている方々が持っておられるということを一応お伝えしたかったということがあります。

それからもう一つは、さっき委員がおっしゃったこと、なかなか処理するのが大変だということに関しては、私は、そのときに、僕らも全体見るのは大変だけれども、区民が見て大変だというときに、その間を取り持つために区議会議員がいると思うんですね。つまり、区議会議員というのは、それなりに日ごろ区政を見ている専門家という立場でもあるわけですから、そういう意味では、私どもから見てたくさん過ぎるし、あるいは、区民から見ると全体見るのは大変だというときに、やはり、その間を取り持つために専門的な目

で見られる、それぞれの分野の区議会議員がこういうものを使っていただくと、全体としては分量が多過ぎても、その間を取り持つ方がうまく使っていただけると結構その溝が埋められるのだらうと思って、僕は、前々から申しているように、やっぱり区議会議員にぜひ使ってもらいたいなど、こんなふうにしたわけです。

以上です。

会長 ありがとうございました。

いずれにしても、情報は活用されないと効果が出ないということは確かでございます、我々もそれに沿って頑張りたいと思います。

それでは、本日の議題はすべて終了いたしましたので、これで閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。